

お隣から木の枝が越境してきたら...

民法の新しいルールを学んで解決しましょう

これまでは自分で切ることができなかったお隣から越境した木の枝が、民法の改正により例外的に自分で切れるようになりました。さて、どんな場合に切れるようになったのでしょうか？

大原則

まずは登記など^{*1}で所有者を確認して^{*2}、切ってくれるようお願いしましょう

^{*1} 最寄りの法務局で取得することが出来ます

^{*2} 通常、木が生えている土地の所有者が木の所有者となります

新ルール

次の3つのケースに当てはまる場合は、自分で切ることができるようになりました

ケース①

所有者にお願いしたが切ってくれないとき



所有者に催告書を送りましょう



相当期間^{*4}たっても切ってくれないとき
^{*4} 少なくとも2週間以上



ケース②

所有者^{*3}が誰なのか分からない・どこにいいのか分からないとき

^{*3} 共有地の場合は共有者全員が分からないとき

登記などを調べても不明である場合



ケース③

急いで切らないと自分の生命や財産に重大な危害が及ぶといった緊急事態のとき

台風で枝が折れ自分の建物が傷つきそうな場合など



自分で越境した枝を切ることが出来ます

民法第233条

次頁には催告書の一例や相談窓口のご案内がありますので参考にしてください。

※ 区として枝の切除を行うことは出来ません



催告書の一例（単独所有の場合）

文書を発送する日 〇〇年〇月〇日	隣地の竹林所有者 東京都江戸川区〇〇 〇丁目〇番〇号 〇〇 〇〇 様
ご自身（土地所有者） 江戸川区〇〇 〇丁目〇番〇号 〇〇 〇〇 印	
拝啓 突然のご連絡失礼いたします。貴殿の隣地を所有し、居住しております〇〇と申します。	
さて、大変申し上げづらいことですが、現在、貴殿の土地（江戸川区〇〇〇 1 3 番地）の東側にある枝木が茂っており、私の土地（江戸川区〇〇〇 1 4 番地）まで越境している状態です。	
越境の現状	
これまでご近所同士ということもあり、ご連絡は遠慮しておりましたが、越境している枝木の落ち葉が私の自宅建物の雨樋を詰まらせるようになり、日常生活にも困るようになっております。そのため、越境した枝木を切除していただきたく、通知をさせていただいた次第です。	
被害の内容	
つきましては、〇〇年〇月〇日までに何卒ご対応いただきたくお願い申し上げます。もし、ご都合が付かないようでしたら、ご一報いただければと思います。	
期限付きの依頼	
なお、ご対応いただけないときは民法第233条の規定により、私の方で越境した枝木を切除する場合がございますことを予めご了解ください。	
民法で対応する旨を通知	
敬具	

※上記は一例です。ご自身の状況に合わせて内容を変更してください。

ご自身での判断が難しい場合などは、専門家にご相談ください。
区では無料の相談を実施しています。
○弁護士等による相談は 区民相談室 電話：5662-7684

